

地方財政に関する諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応するとともに、地方が自らの責任において地方創生を推進していくためには、税財源の拡充と安定確保が不可欠である。

我が国の景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている、景気回復を確実なものとしなければならない。

我々としては、まち・ひと・しごとの創生を推進するとともに、歳出の重点化・効率化等の行財政改革を継続し、地域経済の成長と財政健全化の両立を図る所存である。

国においては、平成29年4月の消費税率10%への引上げに向けて、経済状況の着実な改善に努めるとともに、依然として厳しい地方財政の現状や地域経済の情勢等を十分に踏まえ、以下の項目について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保

平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、地方交付税の予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、臨時財政対策債の発行等の特例措置を講じるのではなく、交付税率を引き上げること。また、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保すること。

なお、人口減少が急速に進む地方に配慮し、地方交付税の算定において基礎数値の人口が切り替わることによる影響を最小限にとどめるための措置を講ずること。

また、国・地方を挙げて地方創生に取り組む中で、地域の実情に応じた少子・高齢化対策、地域経済活性化・雇用対策、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策等を推進できるよう、歳出特別枠を維持し、必要な歳出を地方財政計画に的確に計上すること。

2 社会保障と税の一體改革に対応した地方税財源の拡充

(1) 社会保障制度改革に伴う税財源の確保

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で示された社会保障制度改革に当たっては、地方と十分に協議を行い、その意見を反映させるとともに、改革の実現に要する安定的な財源を確保すること。

特に、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、消費税率10%への引上げの際には8%時と同様、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること。

なお、消費税の軽減税率制度については、平成27年度与党税制改正大綱において、平成29年度からの導入を目指すとされているが、導入に向けて多岐にわたる課題があることを踏まえ、慎重に検討するとともに、実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずること。

(2) 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築

平成27年度与党税制改正大綱において、平成28年度以後の税制改正で具体的な結論を得るとされている消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正に当たっては、財政力の弱い団体に配慮した安定性の高い地方税体系を確立すること。

(3) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の充実

地域医療介護総合確保基金（医療分）については、事業区分間で額の調整が行えるよう見直すとともに、医師確保事業等の継続的な実施に不可欠な予算を確保すること。加えて、配分方針を明確化し、介護分も含め、予算成立後速やかに内示を行うこと。

3 法人実効税率引下げに伴う代替税財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収の6割強は地方財源であることから、法人実効税率をさらに引き下げる場合には、地方交付税原資の減収分も含め、地方財政に影響を与えることのないよう、恒久的な代替税財源を必ず確保すること。

なお、代替税財源として法人事業税の外形標準課税の拡大を検討するに当たっては、地域経済への影響も踏まえ、資本金1億円以下の中小法人への配慮を適切に行うこと。

4 車体課税の見直しに伴う代替税財源の確保

平成27年度与党税制改正大綱において、平成28年度以後の税制改正で具体的な結論を得るとされている自動車取得税の廃止等の車体課税の見直しについては、地方の意見を十分に踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、具体的な代替税財源を必ず確保すること。

また、代替税財源による税収が平年度化するまでの間の減収分については、地方財政計画において確実に措置すること。

5 地球温暖化対策に関する地方の税財源の確保

「地球温暖化対策のための課税の特例」（国税）については、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税財源化する等、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な制度を早期に構築すること。

6 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理等の地方が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要に対応する貴重な財源であることから、地方の厳しい財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すること。

7 退職手当債に係る特例措置の延長

平成27年度までの特例である退職手当債発行の拡充措置について、今後も大量退職が見込まれることから、その期限を延長すること。

平成27年10月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞